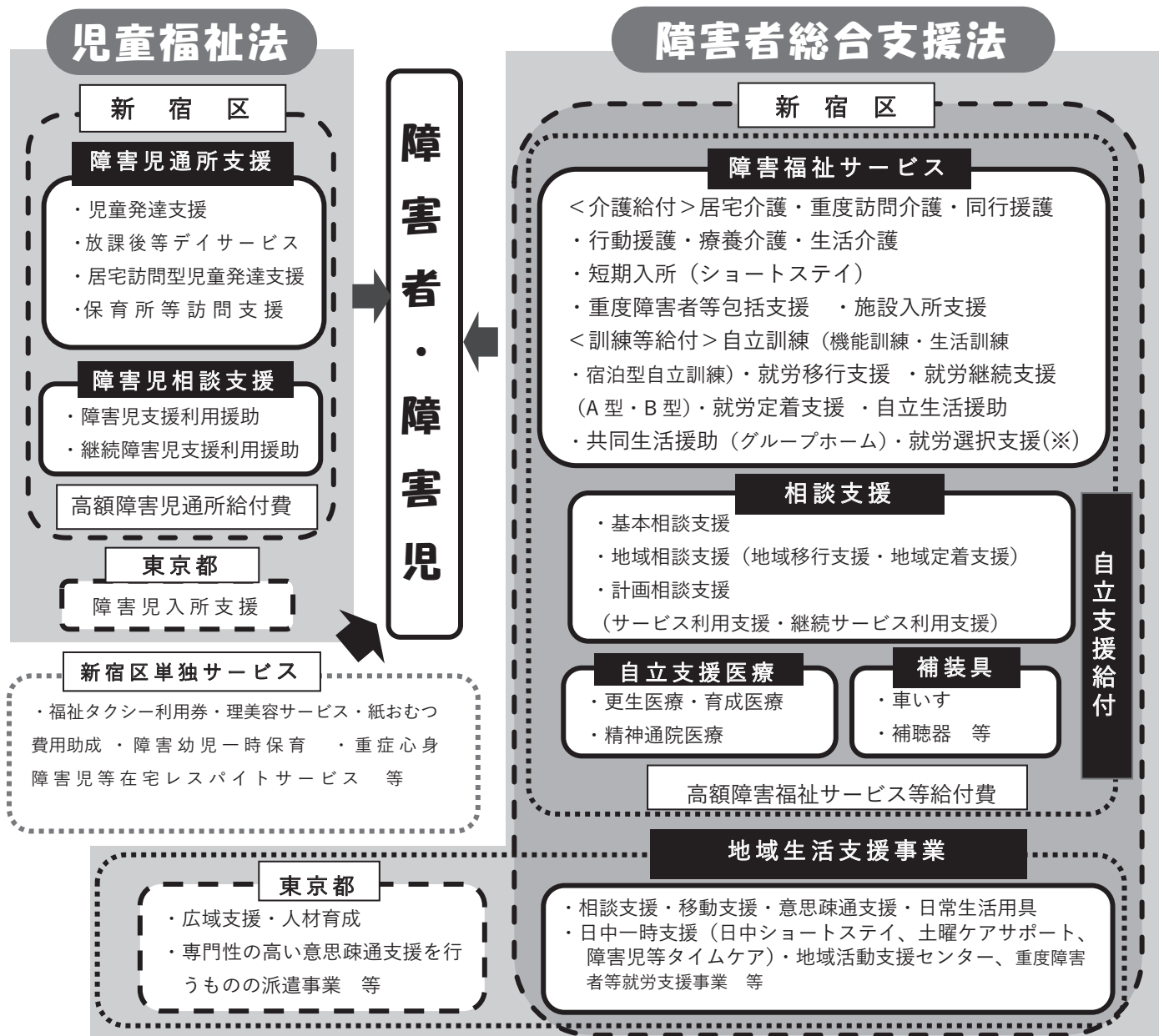


6 ヘルパー利用・施設通所等

(障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス)

障害者（児）の日常生活を支援するサービスです。なお、介護保険対象の障害者の方で介護保険サービスが利用可能な時は、介護保険サービスの利用が優先となります。

6-1 障害福祉サービスの体系



※就労選択支援は、令和7年10月1日から創設される新制度です。

◆相談及び申請窓口

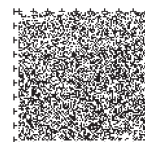
○身体、知的の障害者（児）：障害者福祉課 支援係

TEL (5273) 4583 FAX (3209) 3441

○精神障害者（児）：各保健センター (P.143 をご覧ください)、障害者福祉課 支援係

○難病の方：各保健センター、障害者福祉課 支援係 (対象疾患はお問合せください)

○障害児入所支援：児童相談センター TEL (5937) 2317 FAX (3366) 6036



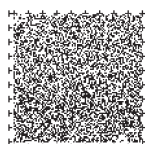
6 - 2 障害福祉サービス

介護給付 ※介護保険が優先となります

サービス名	内容	対象者
居宅介護	自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助や、部屋の掃除や洗濯などの支援を行います。また通院するときに付き添います。	障害支援区分1以上である方
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に対して、居宅介護の支援に加えて、見守りや外出の支援も含めた、長時間にわたる支援を行います。	障害支援区分4以上であって、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を要する、一定の要件を満たす15歳以上の方
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に対して、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に組み合わせて支援を行います。	障害支援区分6に該当する、常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う方が病気などの場合や休息を必要とする場合に、短期間施設に宿泊し、食事や入浴などの介助を行います。	障害支援区分1以上であって、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする方
同行援護	視覚障害により移動に支援が必要な方に対して、移動の支援や移動先での必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、排せつ・食事等の介護を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者で、同行援護アセスメント調査票により必要性を認められた方
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常時介護が必要な方に対して、行動する時に必要な介助や外出時の移動の支援を行います。	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって、障害支援区分3以上で、常時介護を要する一定の要件を満たす方
生活介護	常に介護を必要とする方に対して、施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）であって、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、入浴や排せつ、食事の介助などを行います。	障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の方
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。	①障害支援区分6で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 ②区分5以上で（ア）から（エ）のいずれかに該当する方 （ア）重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 （イ）医療的ケアの判定スコアが16点以上の方 （ウ）行動関連項目が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の方 （エ）遷延性意識障害者で医療的ケアスコアが8点以上の方 ①②に準じると認めた方

6

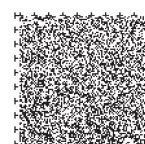
ヘルパー利用・施設通所等



サービス名	内容	対象者
医療型 短期入所	医療体制の整った施設に短期間宿泊し、医療的ケア、食事・入浴等の介助を行います。	①療養介護対象者 ②医療的ケアスコア16点以上の重症心身障害児、医療的ケア児 ③遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する方

訓練等給付

サービス名	内容	対象者
自立訓練	地域で生活するために必要な、身体のリハビリ訓練や、身の回りのことを自分で出来るようになるための訓練を行います。 (機能訓練) 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション (生活訓練) 入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練で、通所型・訪問型・宿泊型があります。	(機能訓練・生活訓練) 在宅生活、地域生活を営む上で、生活能力向上のための支援が必要な方 (宿泊型) 生活訓練対象者のうち、日中は就労、又は就労継続支援等の通所施設を利用している、共同生活に支障のない方
就労移行支援	一般企業で働くことを希望する方に対して、一定期間、就労に必要な訓練や相談支援を行います。	一般企業への就職を希望する、65歳未満の障害のある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業で働くことが難しい方が、支援を受けながら働く場です。就労に必要な知識や能力向上のための訓練も行います。 A型＝雇用型：福祉工場等 B型＝非雇用型：作業所等	一般企業での就労が困難な方 A型：65歳未満
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行います。	共同生活に支障のない方 身体障害者の方は、65歳未満又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。
自立生活援助	定期的な居宅訪問等により、利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、自立した地域生活を継続することが困難な方
就労定着支援	新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整を行うとともに、日常生活や社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者で、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した方
就労選択支援	障害がある方の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。	就労移行支援、就労継続支援をすでに利用している、又はこれから利用したいと考えている方 令和7年10月開始(就労継続支援B型希望の方)、令和9年4月開始(その他の方)



地域相談支援給付

サービス名	内容	対象者
地域移行支援	施設や精神科病院等から退所・退院する方に対して、地域での生活が円滑に始められるよう、入所・入院中から、住まいの確保や体験宿泊など、新しい生活への準備等の支援を行います。	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等で、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方
地域定着支援	単身等で居宅生活を送る方が、地域での生活を継続できるよう、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。	地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方

6

計画相談支援給付

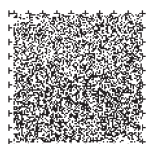
サービス名	内容
サービス利用支援	障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。
継続サービス利用支援（モニタリング）	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

〔自立支援医療〕

詳細は26、27ページをご覧ください。

〔補装具〕

詳細は46ページをご覧ください。



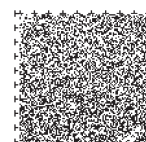
6 - 3 障害児通所支援

[障害児通所支援]

サービス名	内 容	対 象 者
児 童 発 達 支 援	日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の障害児
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	放課後や夏休み等の長期休暇時に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障害児
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	保育所、幼稚園、子ども園等に在籍している障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められる障害児
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。	重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児 ※障害児支援利用計画の作成が必須となります。

[障害児相談支援]

サービス名	内 容
障 害 児 支 援 利 用 援 助	サービス利用申請の対象となる障害児について、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後は、サービス提供事業者等と連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。
継 続 障 害 児 支 援 利 用 援 助 (モ ニ タ リ ン グ)	障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに確認し、障害児支援利用計画の見直しを行います。



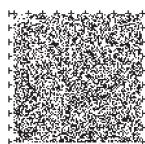
6 - 4 地域生活支援事業

地域の実情に応じて区が実施する事業です。

サービス名	内容	対象者
相談支援	障害福祉サービスの利用に関する支援、情報提供等	障害者（児）とその家族等の方
移動支援	屋外での移動が困難な障害者等について、円滑に外出できるよう移動を支援します。マンツーマンの個別支援と1人対4人までのグループ支援があり、どちらでも利用できます。通院には利用できません。	視覚障害者（児）[身体障害者手帳1、2級]・知的障害者（児）・全身性障害者（児）[両上肢1級かつ両下肢1級]・精神障害者（児）又は同程度の難病患者等の方
日中一時支援（日中ショート）	ショートステイの日中利用（宿泊を伴わない短期入所）	一時的に見守り等の支援が必要な障害者（児）障害支援区分1以上の方
日中一時支援（土曜ケアサポート）	土曜日における日中活動の場を提供します。	生活介護事業の利用者の方（施設入所者を除く）
日中一時支援（障害児等タイムケア）	日中活動終了後、放課後及び夏休み等の長期学校休業中の活動場所を提供します。	日中において監護する者がいないことにより日中活動終了後、放課後や長期休業中の活動場所が必要な障害児者の方
福祉ホーム	住居を必要としている方に居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	住居を必要としている障害者の方
居住サポート	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって入居を支援します。 ※10ページに記載の地域活動支援センターと114ページに記載の区立障害者福祉センターで行っています。	障害のある方
意思疎通支援	手話通訳、要約筆記者の派遣等	聴覚・音声・言語機能障害者の方
地域活動支援センター	詳細は10ページをご覧ください。	
日常生活用具の給付	詳細は45ページをご覧ください。	
重度障害者等就労支援事業	詳細は108ページをご覧ください。	

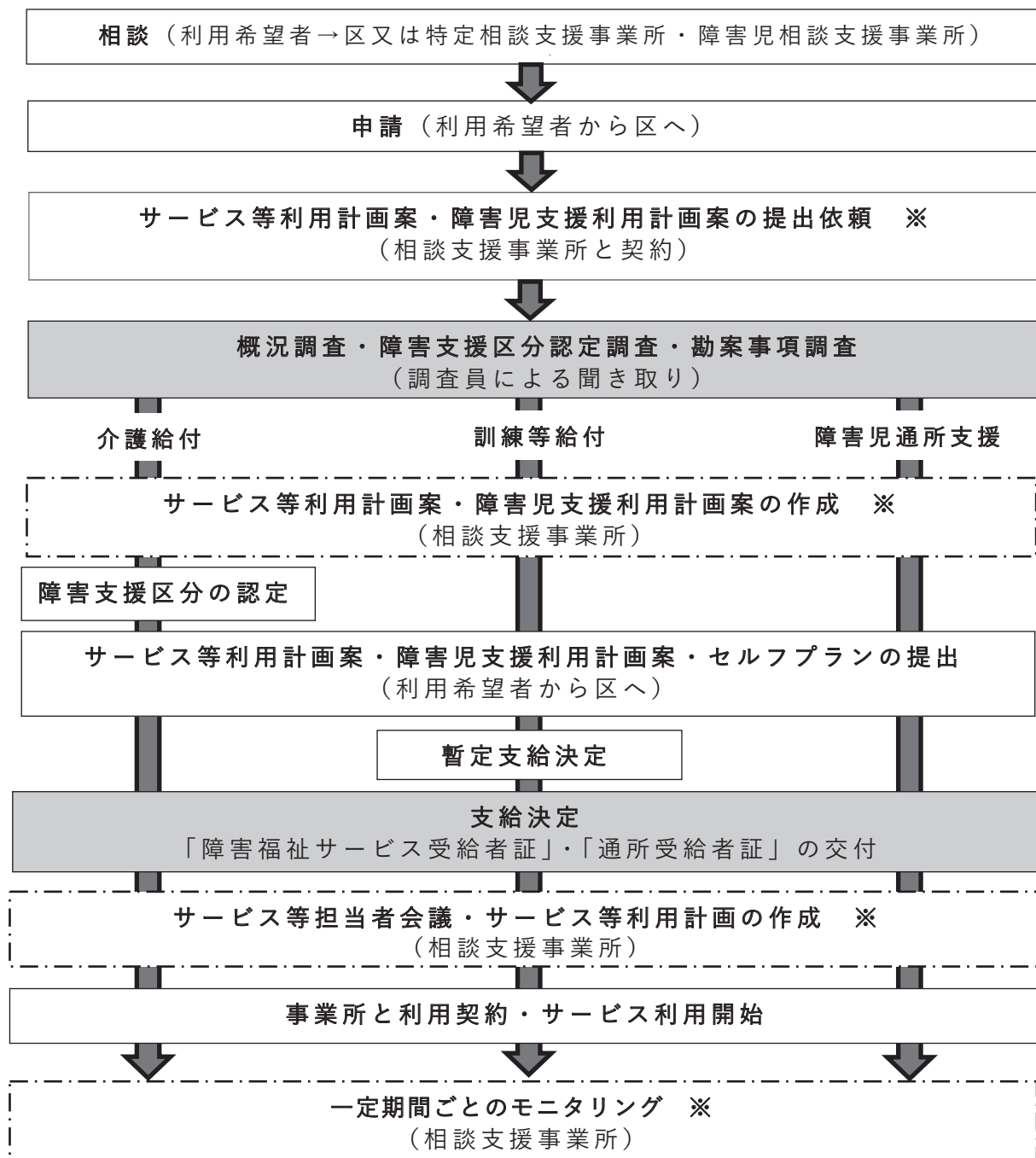
6

ヘルパー利用・施設通所等



6-5 サービス利用の流れ

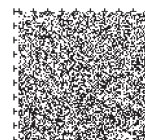
(1) 障害福祉サービス・障害児通所支援



※ サービス等利用計画に代えて「セルフプラン」を選択した場合は、行いません。

◆相談及び申請窓口

- 身体、知的の障害者(児)：障害者福祉課支援係（区役所2階）
TEL (5 2 7 3) 4 5 8 3 FAX (3 2 0 9) 3 4 4 1
- 精神障害者(児)：各保健センター(P.143をご覧ください)、障害者福祉課支援係
- 難病等の方：障害者福祉課支援係
- 右ページにある各指定相談支援事業所でも相談を受け付けています。



指定相談支援事業所

サービスを受けようとするときは、まず「サービス等利用計画」を作成する必要があります。そのサービス等利用計画を作成したり、相談できるのが特定相談支援事業所です。

また、サービスの一部である「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」の相談ができるのが一般相談支援事業所です。

《 一般相談支援事業所 》

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を行います。

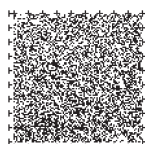
《 特定相談支援事業所 》

計画相談支援（サービス等利用計画の作成・モニタリングの実施）を行います。

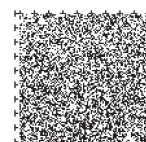
《 障害児相談支援事業所 》

障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成・モニタリングの実施）を行います。

名称	住所	TEL・FAX 等	主な対象者	一般相談	特定相談	障害児相談
新宿区基幹相談支援センター (新宿区福祉部障害者福祉課)	新宿区歌舞伎町 1-4-1	TEL(5273)4302 FAX(3209)3441	なし		○	○
新宿区立子ども総合センター	新宿区新宿 7-3-29	TEL(3232)0679 FAX(3232)0666	児童		○	○
地域活動支援センター まど	新宿区高田馬場 1-15-6	TEL(3200)9376 FAX(3200)9345	精神		○	
地域活動支援センター『風』	新宿区中落合 4-23-25	TEL(3952)6014 FAX(3952)6044	精神	○	○	
ファロ	新宿区新宿 1-16-16 フェアカテリーナ 3階	TEL(3350)4437 FAX(3350)4438	精神		○	
新宿区立あゆみの家	新宿区西落合 1-30-10	TEL(3953)1230 FAX(3953)1053	身体的		○	
相談支援事業所 Kaizen 新宿	新宿区西新宿 7-7-29 西新宿ビル 5階	TEL 050(2018)2040 FAX 050(2018)0907	精神 児童		○	○
あんそれいゆ	新宿区弁天町 32-6	TEL(5579)8412 FAX(5579)8413	身体的	○	○	
指定特定相談支援事業所 TOMO	新宿区高田馬場 1-9-23 東京都盲人福祉センター内	TEL 070(2811)6916 FAX(3208)0045	身体 (視覚)		○	
特定相談支援事業所 どまーに	新宿区西早稲田 2-16-1	TEL(5155)3340 FAX(5155)3350	知的		○	
指定特定相談支援事業所 ニシココ	新宿区西新宿 4-41-12-702	TEL(8384)3418 FAX(6672)7532	精神 児童		○	○

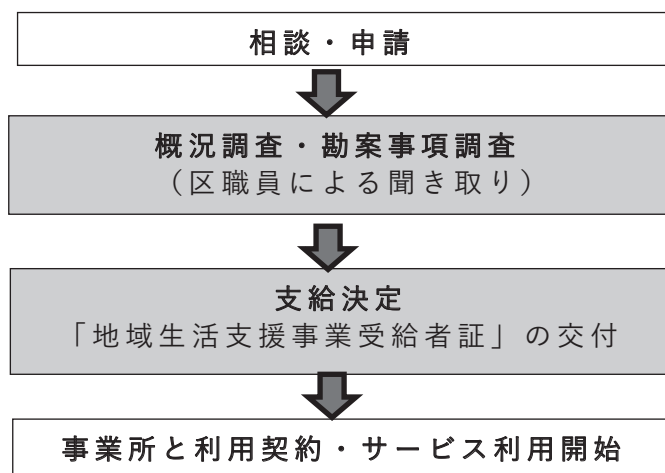


名称	住所	TEL・FAX 等	主たる対象者の特定	一般相談	特定相談	障害児相談
新宿区立障害者福祉センター	新宿区戸山 1-22-2	TEL(3232)3711 FAX(3232)3344	身体的		○	
新宿区立障害者生活支援センター	新宿区百人町 4-4-2	TEL(5937)6821 FAX(3365)7360	精神		○	
ホートンケアサービス	新宿区西新宿 4-32-11 新宿セントビラ永谷 415	TEL(6300)6483 FAX(6300)6485	なし		○	○
東京視覚障害者生活支援センター	新宿区河田町 10-10	TEL(3353)1277 FAX(3353)1279	身体(視覚)		○	
相談支援事業所 Serecosu 新宿	新宿区新宿 1-20-14-202	TEL(5315)4966 FAX(5315)4962	精神	○	○	
在宅支援相談室新宿	新宿区大久保 2-7-1 大久保ゾビル 310 号室	TEL(5155)8420 FAX(3205)1519	身体的 精神 難病		○	
相談支援いっとデザイン	新宿区上落合 1-18-2 柚原ビル 1 階	TEL・FAX 共通 (6821)1007	児童		○	○
team shien m.a 新宿	新宿区西新宿 4-32-11 新宿セントビラ永谷 505	TEL(6380)3462 FAX(6380)3463	なし		○	○
ベビーのための相談支援 ベビーノ	新宿区西新宿 8-3-32 カーメル I 204	TEL(6279)3825 FAX(6279)3826	児童		○	○
プラーナ新宿	新宿区新宿 2-9-23 S V A X 新宿 B 館 1 階	TEL(6273)2633 FAX(6273)2956	知的 精神		○	
ハートワーク相談センター	新宿区西新宿 7-7-7 ハイレイフ西新宿 102	TEL(5358)9549 FAX(6908)5121	なし		○	○
かけはし	新宿区岩戸町 4 87ビルディング 岩戸町 2 階	TEL(6228)1282 FAX(6228)1283	身体 児童			○
相談支援事業所 ユアピット	新宿区赤城元町 3-5 カーサ那須野 102	TEL(6265)0806	なし		○	○



(2) 地域生活支援事業

- 移動支援・日中一時支援（日中ショート・土曜ケアサポート・障害児等タイムケア）



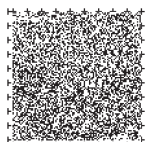
◆相談及び申請窓口

- 身体、知的の障害者(児)：障害者福祉課支援係（区役所2階）
TEL (5 2 7 3) 4 5 8 3 FAX (3 2 0 9) 3 4 4 1
- 精神障害者(児)：各保健センター(P.143をご覧ください)、障害者福祉課支援係
- 難病等の方：障害者福祉課支援係

- 地域活動支援センター・福祉ホーム

利用を希望される方は、当該施設に直接問い合わせしてください。

※ 新宿区への申請・決定は不要です。



6-6 利用者負担について

※令和7年4月現在の利用者負担は以下のとおりですが、今後の国の動向によっては変更が生じることがあります。

1 サービスの利用料金

利用者負担は所得（負担能力）に応じた負担上限月額の設定があります。負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、当該1割に相当する額を負担していただきます。また、区市町村が行う地域生活支援事業の利用者負担についても、負担上限月額については自立支援給付と同様の設定をしています。

2 利用者負担の軽減制度

①負担上限月額

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況				負担上限 月額
生活保護	生活保護受給世帯				0 円
低所得	区市町村民税非課税世帯				0 円
一般 1	障害者	負担上限 月額	障害児		
	区市町村民税課税世帯 (所得割 1 6 万円未満) ※入所施設利用者(2 0 歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300 円	区 市 町 村 民 税 課税世帯 (所得割 2 8 万円未満)	通所施設、 ホームヘル プ利用の場 合	4,600 円
				入所施設利 用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外				37,200 円

世帯の収入状況を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害者本人とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

②補足給付費

入所施設を利用する場合、生活保護、低所得の方は、一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費が軽減されます。

③就学前の障害児通所支援にかかわる多子軽減

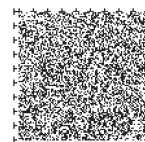
就学前の児童で第2子又は第3子が障害児通所支援を利用しているとき、利用者負担が軽減される場合があります。

④障害者グループホーム等家賃助成

グループホーム利用者で生活保護を受給されていない場合に、所得の状況に応じて家賃の一部を助成します。

《助成内容》月額24,000円の範囲内（特定障害者特別給付費を含む）

◆問合せ先 障害者福祉課 支援係 TEL(5273)4583 FAX(3209)3441



⑤ 新宿区独自の負担軽減策（令和9年3月末まで）

（ア）次のサービスの利用者負担率を10%から3%に軽減（区民税課税の場合）

- 障害福祉サービス
居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・短期入所・同行援護・行動援護・生活介護・自立訓練・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助・就労選択支援
- 障害児通所（⑥に該当する場合は無償）
児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス
- 補装具費：区民税所得割額46万円未満の課税世帯及び障害児（18歳未満）の場合は区民税所得割額46万円以上の課税世帯
- 地域生活支援事業
移動支援・日中一時支援（日中ショート・土曜ケア・障害児等タイムケア）・日常生活用具・住宅設備改善費
- その他
重度障害者等就労支援事業

（イ）就労移行支援の利用者負担無料

就労移行支援については、利用期間が2年と限られていることもあり、この間に対象者の一般就労への積極的な移行を促す必要があります。このため、就労移行支援の利用促進を図る目的で利用者負担は無料とします。

（ウ）障害福祉サービス及び地域生活支援事業（一部）

障害福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援等・重度障害者等就労支援事業）を同月に利用する場合は、合算して障害福祉サービスの月額上限額を適用することで、更なる負担軽減を行います。

⑥就学前の児童発達支援等の無償化

0歳から2歳（※1）の第2子以降及び3歳から5歳（※2）の児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者負担は無料（※3）とします。（令和7年9月から第1子以降も無償化予定）

※1 生後初めての4月1日から3年間が対象になります。

※2 満3歳になって初めての4月1日から3年間が対象になります。

※3 0歳から2歳の第2子以降無償化については、東京都への事前申請が必要となります。
児童発達支援で提供された食費の保護者実費負担分も、無償化の対象となります。

⑦高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費（申請による償還払い方式）

●区民税課税世帯で、障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、介護保険サービスを併せて利用している場合、補装具の支給決定を受けている場合（障害福祉サービス等を併せて利用している場合に限る）、月の利用者負担額の合算が、基準額を超えて支払った金額について支給されます。

障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合も、月の利用者負担額の合算が、基準額を超えて支払った金額について支給されます。

●区民税非課税世帯で、65歳に達するまで相当の期間にわたり障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）を利用していた一定の方に対し、介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）に移行した結果生じる利用者負担額が支給されます。

◆問合せ先 障害者福祉課 経理係 TEL（5273）4520 FAX（3209）3441

